

現在、全大教と加盟組合は 減額された賃金の 請求訴訟を闘っています



賃金の一方的切り下げは、**労働契約法第9条違反!!**

国家公務員や民間よりも低い水準の賃金をさらに減額する理不尽
法人財務からみても臨時減額は必要なし - 経営努力で回避可能
減額された賃金は、震災復興とは無縁な公共事業に使われている
高等教育への公財政支出は、先進国のなかで突出して少ない

公正判決を求める署名、
支援募金にご協力ください!!

国立大学法人、国立高等専門学校、 大学共同利用機関で働く すべての組合員、教職員の皆さん！

昨年、全国の国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関において最大9.77%、平均7.8%という前代未聞の大幅な賃金カットが強行されました（一部の大学は減額率を圧縮）。

これに対して、全大教高専協議会、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合、山形大学職員組合、富山大学教職員組合、京都大学職員組合、新潟大学職員組合、高知大学教職員組合は、各国立大学法人、独立行政法人を相手にカットされた賃金の返還を求める裁判を起こしました（2013年7月時点。さらに数組合が提訴を準備中）。

裁判は、それぞれ数人～二百数十人の方が原告となっていますが、勝訴した場合には、賃金カットに合理性がなかったことが立証されるため、原告以外の組合員、ひいては組合未加入の教職員の減額分も返還される可能性があります。さらに裁判を行っていない国立大学法人や大学共同利用機関においても、団体交渉や新たな裁判によって減額分が返還される可能性があります。そうした意味でこの裁判は、国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関で働くすべての教職員の賃金の行方を左右するものといえます。

なぜ提訴せざるを得なかったのか、裁判の争点は何か、私たちの考えをパンフレットにまとめてみました。私たちの裁判の意味をご理解くださり、各地の裁判の傍聴行動、公正判決を求める署名、支援募金などにご協力くださいますようお願いいたします。

また、違法な賃下げ強行がまかり通る背景には、法人労使関係に対する政府の支配介入があります。全大教は、裁判と並行して、東京都労働委員会に対して文科省による不当労働行為（支配介入）の救済申し立てを行なっています。こちらにも、ご理解とご支援をお願いいたします。

賃金の一方的切り下げは、



労働契約法第9条違反!!

国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関に勤務する教職員は、2004年4月の法人化によって民間会社員と同じ身分になりました。賃金や労働条件は、国家公務員とまったく異なり、労働契約法に基づいて法人との労働契約で決めるようになったのです。しかし、昨年の国家公務員給与減額の臨時特例法の成立以降、全国の国立大学法人等は、政府・文部科学省からの要請を口実に、教職員や労働組合の強い反対を押し切り、一方的に就業規則を変更して、国家公務員と同様の賃金カットを実施しました。これは明らかな労働契約法違反です。



福岡教育大学教職員組合
2012年11月27日 提訴

労働契約法第9条は「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件



高エネルギー加速器研究機構職員組合
2012年11月27日 提訴

を変更することはできない」と規定し、第10条に掲げる条件が満足されない限りは労働条件の一方的な不利益変更を禁じています。その条件とは、①不利益の程度、②労働条件の変更の必要性、③変更後の就業規則の内容の相当性、④労働組合等との交渉の状況その他の事情が「合理的」であることです。さらに、労

働契約のなかでも賃金は中核要素であるため、一方的な不利益変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でなければならないことが、判例法理として確立しています。

就業規則の一方的な不利益変更は、この賃金カットだけではなく、退職手当を段階的に平均約400万円を引き下げる退職金減額でも行なわれました。こうした事態は、1911年の工場法成立以来、100年かけて日本の労働者が血で購ってきた近代労働法制をまさに土台から掘り崩すものです。国立大学法人等の使用者の蛮行をこのまま放置すれば、日本の公的部門で働く労働者は、まったくの無権利状態に置かれかねません。

国家公務員や民間よりも



低い水準の賃金を さらに減額する理不尽

国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関の職員(事務・技術職員)の賃金は2004年4月の法人化以前から低い水準におかれていましたが、法人化後の度重なる賃金減額の強行によって2012年4月時点で、国家公務員を100とした指数(ラスパイレス指数)が全国平均87.5にまで落ち込みました。全国で最も低い国立大学法人では78.6です。教員についても、人事院勧告の参考資料によれば、私立大学の教員の平均月給に比べて国立大学法人では



10万円以上も低い水準です。

今回の賃金減額は、国家公務員や民間に比べて、低い賃金で働く法人教職員に対して強行されたものです。政府は、地方公務員に対しても国家公務員と同じく賃金を平均7.8%減額するよう自治体に要請しましたが、ラスパイレス指数が国家公務員を下回る水準の自治体に対しては、減額を求めています(1月25日、麻生副総理)。いうまでもなく、国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関の職員賃金は、地方自治体よりも低い水準にあります。地方公務員の賃金問題に対する政府の対応を見ても、私たちの賃金減額がいかに理不尽なものであるかが明白です。

この20年間の相次ぐ定員削減、とりわけ2005年の行革推進法に基づく総人件費改革などによって、国立大学法人等でも平均12.6%の人件費が削減されました。その結果、多忙をきわめて疲弊した教員は私立大学へ流出し、職員志願者も激減して有能な職員の確保が困難になっています。医学部附属病院では、看護師をはじめとする医療職員の確保に苦勞しています。研究教育の中核リソースである「人」をこれ以上痛めつけば、国民共有の財産である大学・研究機関の価値を棄損するという形で学生や国民がそのツケを払わされることになります。

法人財務からみても



臨時減額は必要なし — 経営努力で回避可能

賃下げは、あらゆる経営努力を行ったうえで、最後の最後に行なうべきものです。法人は、賃下げ回避のために、最大限の経営努力をする責務があります。実際、今回の臨時減額でも、全大教加盟の68大学・3共同利用機関のうち、一部でも給与減額率を圧縮した国立大学法人が20あり、地域手当の支給率を引き上げた法人は7つあります。この事実は、給与減額相当分の運営費交付金が削減されても、法人財政は国家



京都大学職員組合
2013年6月11日 提訴



山形大学職員組合
2013年3月26日 提訴

公務員と同率（平均7.8%）の賃金カットを回避できないという状況ではないことを示しています。財源はあるのです。

しかし、大多数の法人は、「国からの要請」という圧力に屈し、賃金引き下げを強行しています。それは、財務状況を十分に検討して賃下げ回避に努力した結果ではありません。「国の要請は事実上の指示」と称して思考を停止し、「初めに賃下げありき」で臨んだ法人さえありました。

法人運営のための財源は、国からの運営費交付金と大学の自己収入（授業料、病院収入など）です。運営費交付金のうち、特別教育研究経費など一部の用途特定部門以外は、渡し切りとして用途が法人の裁量に任されています。

一方、総人件費改革による職員削減と人事院勧告準拠の賃金引き下げによって、国立大学法人の総人件費は2005年度と比べて2011年度は平均で12.6%減少し、減額分は学長裁量経費や余剰金に回されてきました。余剰金は目的積立金として次年度に繰り越され、その全国累計は第1期中期目標期間の6年で約4859億円にのぼります。その多くは施設整備、いわゆるハコモノに充てられました。学長裁量経費や想定される余剰金の一部を教職員の人件費に充てれば、賃金引き下げは回避できるのです。

減額された賃金は 震災復興とは無縁な 公共事業に使われている



2012年度の補正予算で削減された私たちの賃金相当額の運営費交付金の総額はおよそ669億円（国立大629億円、高専40億円）。2013年度予算でも同額が削減されています。減額の理由は震災復興に充てるというものでした。減額された賃金は、どのように使われているのでしょうか。

2012年度補正予算、そして2013年度本予算では、被災地とは直接関係のない公共事業に復興予算が使われていたことが次第に明らかになり、厳しい批判を受けました。補正予算では、全体で10兆2000億円余のうち震災復興関連は3分の1程度の額にしかすぎません。下水道工事、林道整備、照明・暖房の節電投資、自然エネルギーの開発経費等、本来、一般予算で行なうべき公共事業が復興予算から続々と投入されており、「被災者の痛みを分かち合おう」という法人側の説明が教職員の善意につけこんだ許しがたい虚言だったことが明白です。

2013年1月29日復興推進会議決定「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」は、2011年度から2015年度の間に復興施策・事業のために23.5兆円程度の予算が必要と述べています。私たちの賃金削減分は2年合計でもその0.5%ほどにしかありません。私たち一人一人にとっては大きな削減ですが、復興予算全体から見ればほとんど誤差範囲でしかないのです。このことは、震災後多忙をきわめて働いている公的部門の人件費を削って財源を捻出するという発想自体が間違っていることを示しています。結局、公的部門の賃金削減は復興のためではなく、消費税引き上げに国民の理解を得るためのスケープゴートにすぎなかったのかもしれませんが。この裁判は、安易な公共部門叩きを食い止めるための闘いでもあるのです。

2012年9月9日放送 NHK「シリーズ東日本大震災 追跡 復興予算 19 兆円」で明らかにされた復興予算で行われた震災復興以外の事業 **合計 205 事業、総額 2 兆 4500 億円**

- 国内立地補助金 3000 億のうち 9 割以上は被災地以外で使用
- 青少年との被災地交流 72 億円
- 反捕鯨団体の妨害対策 23 億円
- 燃料電池の開発 約 16 億円
- 刑務所の職業訓練拡大 0.3 億円
- 沖縄の国道整備（従来他予算で行われていたもの）5 億円
- 国立競技場（新宿区）の補修 3.3 億円
- テロ対策 0.3 億円

2013 年度になってからの報道

- 復興予算、基金化し流用 計 1.2 兆円被災地外にも（朝日新聞 2013 年 5 月 9 日）
- 震災がれき来なくても復興予算 10 処理場に 250 億円（朝日新聞 2013 年 5 月 20 日）

高等教育への公財政支出は、 先進国のなかで 突出して少ない



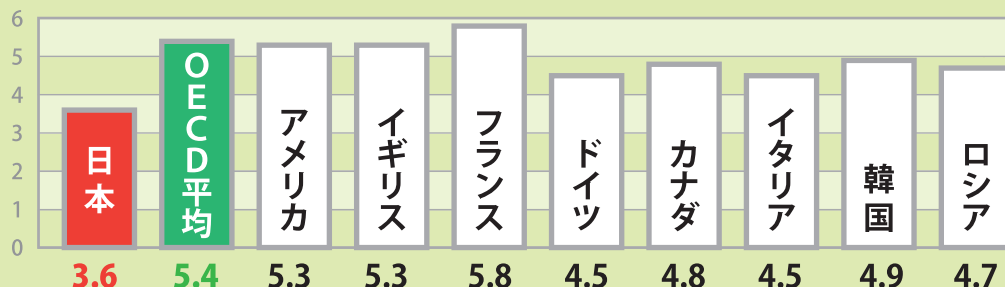
従来から日本は教育投資が極端に少ない国です。諸外国と比べて、大学や高等教育に対して十分な資金が投下されていないのです。たとえば、学生一人当たりに対する絶対額では、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなど主要先進国と比べるとほぼ半額（ドイツ11066ドル、5カ国平均9086ドルに対し、日本は4923ドル）にすぎません。教育費全体の対GDP比に至っては、OECD加盟諸國中、最下位です（デンマーク7.5%、加盟国平均5.4%に対し、日本は4.5%）。しかも、直近3年間は最下位に張り付いたままです（いずれもOECD資料による）。

国立大学法人法の参議院附帯決議では「法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するように努めること」とあります。しかし、事態は正反対で、法人化後、公財政支出は減額される一方でした。

教育・研究に対する投資はバラマキではなく、種蒔きです。しかし、どこから芽吹くのか、事前には予想ができません。とはいえ、種蒔きしない畑で収穫が得られるはずはありません。ノーベル賞級の研究がさまざまな偶然や失敗から生まれたというエピソードは、これまでさんざん語られてきました。失敗を恐れ、無駄と考えて教育に投資を怠るならば、今後グローバルな規模で急速に進む知識基盤社会に対応できるはずはありません。

もう一度、確認します。教職員の労働条件は、学生にとって最大の教育条件です。賃金を切り下げ、労働条件を悪化させておいて、優秀な教職員を確保することなど不可能です。

主要国の教育に対する公財政投資額の対GDP比



全大教とは？

全国大学高専教職員組合(全大教)は、1989年に結成されました。国公立大学、国立高専、大学共同利用機関の教職員組合の連合体で、現在は110の組合が参加しています。各教職員組合には、教員(附属学校教員を含む)、事務職員、技術職員、図書館職員、看護師等の医療職員、海事職員等の大学・高等教育機関に働く全ての職種の人々が加入しています。また、特定の政党支持はせず、中立の立場で活動しています。

全大教加盟組合一覧 (準加盟含む※)

北海道大学教職員組合
北海道大学水産学部教職員組合
北海道教育大学旭川校教職員組合
北海道教育大学札幌教職員組合
北海道教育大学函館校教職員組合
北海道教育大学釧路校教職員組合
北海道教育大学岩見沢校教職員組合
小樽商科大学教職員組合
帯広畜産大学教職員組合
室蘭工業大学職員組合
北見工業大学教職員組合
弘前大学職員組合
岩手大学教職員組合
山形大学職員組合
秋田大学教職員組合
東北大学職員組合
宮城教育大学職員組合
福島大学教職員組合
宇都宮大学職員組合
茨城大学農学部労働組合
茨城大学工学部教職員組合
高工エネルギー加速器研究機構職員組合
群馬大学教職員組合
山梨大学教職員組合
信州大学教職員組合
埼玉大学教職員組合
新潟大学職員組合
東京大学職員組合
宇宙科学労働組合
国立天文台職員組合
筑波大学教職員組合東京
東京農工大学職員組合
東京芸術大学教職員組合
電気通信大学教職員組合
一橋大学教職員組合
東京医科歯科大学教職員組合

東京学芸大学教職員組合
東京海洋大学品川職員組合
国立国語研究所職員組合
富山大学教職員組合
金沢大学教職員組合
福井大学教職員組合
静岡大学教職員組合
名古屋大学職員組合
名古屋工業大学職員組合
愛知教育大学職員組合
岐阜大学職員組合
三重大学教職員組合
滋賀大学大津地区教職員組合
京都大学職員組合
京都教育大学教職員組合
京都工芸繊維大学職員組合
和歌山大学教職員組合
奈良教育大学附属学校園教職員組合
奈良女子大学教職員組合
奈良教育大学教職員組合
大阪大学教職員組合
大阪大学箕面地区教職員組合
大阪教育大学教職員組合
神戸大学教職員組合
鳥取大学教職員組合
岡山大学職員組合
島根大学職員組合
山口大学教職員組合
香川大学教育学部教員組合
徳島大学教職員労働組合
愛媛大学職員組合
高知大学教職員組合
九州大学教職員組合
福岡教育大学教職員組合
九州工業大学教職員組合
佐賀大学教職員組合
大分大学教職員組合
宮崎大学教職員組合
熊本大学教職員組合

鹿児島大学教職員組合
琉球大学医学部附属病院職員労働組合
岩手県立大学盛岡短期大学部教職員組合
公立大学法人首都大学東京労働組合
横浜市立大学教員組合
大阪府大学教職員組合
神戸市外国語大学教職員組合
高知県立大学教職員組合
高知短期大学教職員組合
福岡女子大学教職員組合
富山県職員労働組合富山県立大学分会※
滋賀県立大学教職員組合協議会※
京都府公立大学法人労働組合※
苫小牧工業高等専門学校教職員組合
旭川工業高等専門学校教職員組合
小山工業高等専門学校教職員組合
木更津工業高等専門学校教職員労働組合
富山商船高等専門学校教職員労働組合
福井高専教職員組合
豊田高専教職員組合
鳥羽商船高等専門学校教職員労働組合
舞鶴工業高等専門学校教職員組合
奈良工業高等専門学校職員組合
和歌山高専教職員労働組合
米子工業高等専門学校教職員組合
松江工業高等専門学校教職員組合
津山高専教職員労働組合
広島商船高等専門学校教職員組合
呉高専教職員組合
徳山工業高等専門学校教職員組合
宇部工業高等専門学校労働組合
大島商船高等専門学校教職員組合
弓削商船高等専門学校職員組合
有明工業高等専門学校教職員組合
大分高専教職員組合
都城高専教職員労働組合
熊本高等専門学校熊本キャンパス教職員組合
沼津工業高等専門学校教職員組合
久留米工業高等専門学校教職員組合



2013.7



組合はあなたの心強い味方になります

組合加入申込書

年 月 日

ふりがな	職 場
名	連絡先 (Tel)
前	e-mail

この加入書は、全大教のFAX：03-3844-1672へ送って頂いてもかまいません